

島根県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

1 制定理由

令和5年4月1日に施行される改正後の法において地方公共団体に法が一律に適用されることとなったため、現行の島根県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例は廃止となり、島根県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例が制定されることとなるが、改正後の法において議会は法適用の対象外とされたため、議会における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるため条例を制定するもの。

2 要旨

(1) 定義（第2条）

「個人情報」：生存する個人に関する情報であつて、氏名、生年月日
その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの

「保有個人情報」：議会の事務局の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているもの

(2) 議会の責務（第3条）

保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずる。

(3) 個人情報等の取扱い（第4条―第16条）

- ・個人情報の保有は、法令の規定により議会の権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる

限り特定しなければならない。

- ・議長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
- ・個人情報の取扱いに従事する職員若しくは職員であった者は、業務に関し知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(4) 個人情報ファイル（第17条）

議長は、個人情報ファイルの名称等を記載した帳簿（個人情報ファイル簿）を作成し、公表しなければならない。

(5) 開示（第18条—第30条）

- ・何人も、自己の保有個人情報の開示を請求することができる。
- ・議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合を除き、開示請求者に対し、保有個人情報を開示しなければならない。
- ・開示決定は、開示請求があった日から14日以内（延長できる期間30日以内）
- ・開示請求に係る手数料は、無料（写しの作成及び送付に要する費用については実費）

(6) 訂正（第31条—第37条）

- ・何人も、自己の保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、保有個人情報の訂正を請求することができる。（開示を受けた日から90日以内）
- ・訂正決定等は、訂正請求があった日から30日以内（延長できる期間30日以内）

(7) 利用停止（第38条—第43条）

- ・ 何人も、自己の保有個人情報規定に違反して保有、提供等がされているときは、保有個人情報の利用停止措置を請求することができる。（開示を受けた日から90日以内）
- ・ 利用停止決定等は、利用停止請求があった日から30日以内（延長できる期間30日以内）

(8) 審査請求（第44条—第46条）

開示決定等又は開示請求等に係る不作為について審査請求があったときは、議長は、島根県後期高齢者医療広域連合個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

(9) 雑則（第47条—第52条）

- ・ 議長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、審査会に諮問することができる。
- ・ 議長は、毎年度、施行状況を取りまとめ、その概要を公表する。

(10) 罰則（第53条—第57条）

- ・ 職員等が不正に個人情報ファイルを提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- ・ 職員等が保有個人情報を不正な利益を図る目的で提供又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- ・ 職員が職務以外の目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

3 条例

別紙のとおり

4 施行期日

令和5年4月1日